

市からのお知らせ



アイコンの見方

= 健康
 = 暮らし
 = 福祉
 = 相談
 = 催し・講座
 = スポーツ

とき ところ 対象 内容 料金 (料金記載のないものは無料)

定員 持参する物 申し込み 詳細

電話番号 ファクス ホームページアドレス Eメールアドレス

市HPアドレス、市役所の住所、連絡先などは27ページをご覧ください。



健康

医薬品副作用被害救済制度について

平成25年3月31日までに、市の助成により子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのいずれかを接種した方のうち、接種後に何らかの症状で医療機関を受診した方が、接種との関連性を認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。具体的な方法は(独)医薬品医療機器総合機構 0120(149)931 または (03)3506-9411 (有料)

健康支援課 (32)6407

がん患者交流サロン

■病気を知らう〜大腸がんについて〜

■ヨガでリラククス&リフレッシュ

■ヨガでリラククス&リフレッシュ

■ヨガでリラククス&リフレッシュ

■ヨガでリラククス&リフレッシュ

■ヨガでリラククス&リフレッシュ

■ヨガでリラククス&リフレッシュ

■ヨガでリラククス&リフレッシュ

■市内在住のがん患者またはその家族の方 直接会場へ
■健康支援課 (32)6407



暮らし

市・道民税の申告の受け付け

■申告書の提出が必要な方次のいずれかに該当する方 ●平成28年1月1日現在、市内にお住まいで、平成27年中に所得があった ●給与所得や公的年金などの受給者で、給与または公的年金以外の所得があった ●給与または公的年金などの所得のみで源泉徴収票の記載事項以外に控除がある ●平成27年中に収入がなく、扶養されておられ、課税証明書が必要か、児童手当、就学援助、国民健康保険、後期高齢者医療保険、年金などに係る手続きが必要 ※税務署などで所得の確定申告をする方、給与所得のみで年末調整が済んでいる方、公的年金などの所得のみで、源泉徴収票の記載事項以外の控除を必要としない方の申告は不要です

「がん検診無料クーポン券」などの有効期限は2月29日(月)です

■健康支援課 (32)6407

広告